

社会福祉法人ユーアイ村
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ユーアイ村（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1によりその都度1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1によりその都度1日分の報酬を支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 監事が、法人及び施設の監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬をその都度支払うことができる。なお、同日に合わせて理事会に出席した場合であっても、第3条の報酬はこれを支払わないものとする。

5 理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

3 役員及び評議員が職務のため自家用車を使用した場合は、交通費として走行距離1キロメートル当たり20円を支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

1. この規程は平成29年6月21日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。
2. この規程は平成30年6月15日(評議員会の議決日)から施行し、平成30年4月1日から適用する。
3. この規程は令和5年6月23日(評議員会の議決日)から施行し、令和5年6月1日から適用する。
4. この規程は令和8年6月16日(評議員会の議決日)から施行し、令和8年6月1日から適用する。

別表1

	報酬
理事会出席報酬	5,000 円
評議員会出席報酬	5,000 円

別表2

	報酬
理事及び評議員業務報酬	10,000 円
監事監査指導 (1回)	5,000 円

交通費は第5条第3項の規定に基づき別途支給する。